

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(目次)

1. 過剰介入や過度な裁量の防止 P. 1
2. 金融機関の規模・特性への配慮 P. 2
3. 金融機関の負担への配慮 P. 2
4. 対話における留意事項、創意工夫の尊重 P. 3
5. 「見える化」の具体的な考え方 P. 4
6. 検査・監督に係る当局の方針の示し方 P. 5
7. 資産分類・償却・引当 P. 7
8. 検査・監督の品質管理 P. 10
9. 当局の組織・人材・情報インフラ P. 10
10. 内外一体の対応 P. 12
11. 外部機関との連携 P. 13
12. その他 P. 13

1. 過剰介入や過度な裁量の防止

- (a) 本基本方針案の考え方には基本的に賛同できるが、本基本方針案の策定の背景、プロセス、認識等について、明らかにしてほしい。

意見番号 1～10, 15～18, 27, 178

- 金融庁発足から数年は、金融機関の不良債権問題や法令遵守への対応が最優先課題であり、そのため、検査マニュアルを用いた、チェックリスト方式による厳格な資産査定や法令遵守違反の検査を実施してきました。
- 他方、現在は金融を巡る環境や金融行政が取り組むべき課題が大きく変化している中で、金融危機時の検査・監督手法をそのまま継続してきたことにより、副作用が発生しているという指摘があります。
- 金融庁では、金融検査・監督のあり方についてこれまでも様々な見直しを行ってきましたが、昨年3月の金融モニタリング有識者会議による報告書「検査・監督改革の方向と課題」の御提言を踏まえ、金融庁として、これまでの取組みの基本にある考え方と今後の方針を整理し、本基本方針として公表したものです。

- (b) 本基本方針案の考え方に基づく検査・監督が、過剰介入や過度な裁量とならないよう留意してほしい。

意見番号 11, 12, 14, 17, 25, 26, 32, 52, 60, 67, 71, 106, 140, 279,
281

- まず、当局は、正確な実態把握に基づいて対話を行うことが重要であると考えます。具体的には、継続的なプロファイリングを通じて、個別の金融機関の経済環境、経営戦略等やこれらを踏まえたリスク管理態勢、問題認識及びそれに対する取組み状況等の実態を把握し、機械的・画一的にならないよう、金融機関との対話を行います。対話にあたっては、当局の問題意識を明らかにすることも重要と考えます。
- 更に、モニタリングの品質を確保するため、組織のガバナンスを強化した上で、金融庁側の思い込み等で悪しき裁量行政に陥らないような金融機関との対話の枠組みや、金融行政に対して外部からの提言・批判が反映される仕組みを整えていきます。
- 上記を踏まえ、新しい検査・監督の進め方として「金融機関について正確な実態把握を行い、事実に基づいて検査・監督を行う」旨を本基本方針 10 頁及び 25 頁に追記しました。

2. 金融機関の規模・特性への配慮

- (a) 本基本方針案の考え方に基づく検査・監督においては、金融機関ごとの特性等に十分配慮してもらいたい。

意見番号 19, 21, 35, 60, 80, 81, 127, 217, 241

- 本基本方針を踏まえた検査・監督は、金融機関の規模・特性に応じた内容とし、小規模金融機関等に対して不必要に複雑な議論を求めないこととしています。本基本方針案にも、部分的にはその旨を記載していましたが、ご意見を踏まえ、あらためて本基本方針2頁に追記しました。

3. 金融機関の負担への配慮

- (a) 本基本方針案の考え方に基づく検査・監督の見直しにあたっては、金融機関に過度な負担とならないよう、十分留意してほしい。

意見番号 12, 33, 51, 65, 90, 91, 93, 108, 114~116, 121, 122, 156, 173, 224~228, 263

- 検査マニュアルが廃止されることで、重箱の隅をつつくような指摘や、形式的な違反の確認、本来は各金融機関が行うような細部についての検査を行わない方針を更に徹底できるものと考えています。
- 他方、真に重要な課題・問題を抱える金融機関については、当然のことながら深度ある検査・監督を行っていきます。
- 当局としては、過不足のない的確な検査・監督が実現するよう努めていく考えです。具体的には、検査・監督において必要な改善を求めているか、問題の重要性に応じた的確な議論ができているか、不適切な経営介入を行う結果となっていないか、といった点について、金融庁内部において、関係する幹部も含めた重層的・多角的な内部確認態勢を整備し、組織として品質管理する仕組みを強化していきます。
- さらに、金融機関、利用者その他の幅広い関係者から適時に率直かつ不安なく意見・提言・批判が出され、問題点の是正・継続的な改善を可能とする仕組みを整備していきます。

4. 対話における留意事項、創意工夫の尊重

- (a) 「見える化と探究型対話」における対話について、当局が考える「ベスト・プラクティス」を押し付けることのないよう留意してほしい。

意見番号 30, 78~81, 104, 105

- ベスト・プラクティスの追求に向けた取組みには、単一の答があるわけでも、ここまでで十分という水準があるわけでもなく、それぞれの金融機関が自らの置かれた環境と特性に応じ多様な創意工夫を行うことが重要です。
- 金融機関が利用者にとっての優れたサービスの提供を競い合い、より良いプラクティスを追求できるようにするため、当局と金融機関との間で多様な創意工夫を志向した対話を行っていきます。
- ご意見を踏まえ、「具体的なベスト・プラクティスは、当局が事例を示し、金融機関がその達成を目標とするという性質のものではなく、金融機関が自ら考え、より良いプラクティスに向けた取組みを進めていくことが重要である」旨を本基本方針 22 頁に追記しました。

- (b) 「動的な監督」における対話についても、実質的に指導となる対話を行うことのないよう留意してほしい。

意見番号 64

- 「動的な監督」においても、一律の方法を押し付けるのではなく、金融機関側と当局側で見方に違いが残る場合には、当局の見解を押し付けず違いを確認した上で金融機関との議論を継続するほか、共有された課題認識については、それに基づき金融機関において具体的な改善策が策定されるよう求め、改善状況をフォローアップするなど、状況に応じた対応を行っていきます。
- ご意見を踏まえ、「当局担当者の思い込みに基づく対話にならないよう、また、対話が一方的な指導とならないよう、組織的・横断的に判断を行っていく」旨を本基本方針 29 頁に追記しました。

- (c) 金融機関の自主的な創意工夫が尊重されるよう（ディスカッション・ペーパーが新たな最低基準とならないよう）にしてもらいたい。

意見番号 34, 53, 54, 130, 157~159, 161, 170

- 分野別の「考え方と進め方」（ディスカッション・ペーパー）は、議論のための対話の材料として示していくものであり、検査マニュアルのようにチェックリストで示された結論の通りに対応という方式自体を改めるものです。
- したがって、分野別の「考え方と進め方」はその分野における当局の問題意識

を示すものであって、その記述の通りの対応を求めるというものではありません。むしろ、「考え方と進め方」を踏まえ、各金融機関内でも十分議論していただいた上で、当局とも対話を行うという性格のものであります。

(d) 新しい検査・監督においても、最低基準の検証や機動的な対応が必要ではないか。

意見番号 48, 55, 56, 275, 280

- 新しい検査・監督においては、検査マニュアルを廃止し、重箱の隅をつつくような指摘や、形式的な違反の確認、本来は金融機関において行うような細部についての検査を行わないことを示しています。
- 「最低基準検証」についても、金融機関や金融市場をめぐる環境の変化に伴い、上記のような形式的なものではなく、内部管理態勢が全体として必要な実効性を有しているか等、実質的な検証を実施していきます。
- なお、【6-a】にて後述するとおり、「幅広い金融機関において水準の底上げが急がれる分野や、個別金融機関による経験の蓄積に限界があるような分野等については、当局が考え方とあわせて具体的な基準を示すことも検討していく。また、一度示した考え方や基準は、固定化させることなく、より良い実務に向けた見直しや改善を続けていく」旨を本基本指針 35 頁に追記しました。

(e) 「最低基準検証」、「動的監督」、「見える化と探究型対話」の3手法を用いるに当たって、当局としての立場、目的意識を明確化させるべきではないか。

意見番号 13, 65

- 「最低基準検証」「動的な監督」「見える化と探究型対話」のそれぞれの手法を用いる際、当局がどのような問題意識・目的を持ちそのような手法を用いているかについて、金融機関に対して丁寧に説明していきます。
- ご意見を踏まえ、3手法に係る適切な対応について、本基本方針 9 頁、10 頁及び 20 頁に追記しました。

5. 「見える化」の具体的な考え方

(a) 業界共通フォーマットに基づく開示や業界による自主ガイドラインについて、金融機関の創意工夫を損なわないよう配慮する等、慎重な運用をして欲しい。

意見番号 28~30, 78, 82~91, 99~101,

- 利用者にとってより良い商品・サービスを提供する金融機関が選択され全体の水準が向上していくためには、利用者が商品・サービスを比較・選択できるよう、顧客の目線に立って金融機関の取組みの開示等の充実を通じて「見える化」が進んでいくことが大切であると考えています。
- まずは個別金融機関が利用者に向き合い、どのような情報を提供するのかが創意工夫を発揮する、という自主的な取組みが基本であると考えています。また、個別金融機関による取組みのほか、業界団体による自主的な取組みが有効と考えられます。
- こうした取組みは、その指標そのものの改善が自己目的化するのではなく、利用者の目線に立って考えることが重要であると考えています。
- その上で、更に必要があれば、民間における既存の取組みや利用者の声にも十分留意したうえで、当局としての取組みを行っていくことになるものと考えています。

(b) 「見える化」における民間の第三者的な主体による評価指標の開発・公表の際には、金融機関の意見も取り入れたものにしてもらいたい。

意見番号 93～95

- 一般に、民間の第三者的な主体による指標の開発・公表は、客観性・中立性・公平性が確保される形で行われるべきであると考えています。ただし、その際には実態に即したものになることが望ましいと考えています。

(c) 当局が得た知見等を金融機関に還元する際には、金融機関の企業秘密へ配慮する等、効果的な公表・還元方法を検討してもらいたい。

意見番号 81, 82, 96～98, 105, 108, 126

- 当局が把握している金融機関の特徴ある取組などの情報・知見を金融機関に還元・共有する場合には、個別金融機関の企業秘密や創意工夫の保護を図りつつ、どのように還元・共有することが効果的であるかを十分に検討します。

6. 検査・監督に係る当局の方針の示し方

(a) 検査マニュアル廃止後も、統一的に重視すべき考え方等・最低限のルールを残してほしい。

意見番号 36, 47, 133, 135, 136, 138, 140, 171, 281

- 検査マニュアルの廃止後、統一的に重視すべき考え方や最低限のルールは、法

令・告示に基づくものの他、監督指針等の一部が構成することとなります。

- 新しい検査・監督においては、検査マニュアルを廃止し、各分野の考え方・進め方に関するディスカッション・ペーパー等を活用することで、重箱の隅をつつくような指摘や、形式的な違反の確認、本来は金融機関において行うような細部についての検査を行わない方針を更に徹底したものです。
- ご意見を踏まえ、「分野別の「考え方と進め方」は、より良い実務に向けた対話の材料とするためのものであり、その公表の度に金融機関に個別の取扱いや内部規程の修正を期待するものではない。また、検査・監督において、分野別の「考え方と進め方」の個々の論点を形式的に適用したり、チェックリストとして用いることはしない」旨を本基本方針 34 頁に追記しました。
- また、「幅広い金融機関において水準の底上げが急がれる分野や、個別金融機関による経験の蓄積に限界があるような分野等については、当局が考え方とあわせて具体的な基準を示すことも検討していく。また、一度示した考え方や基準は、固定化させることなく、より良い実務に向けた見直しや改善を続けていく」旨を本基本方針 35 頁に追記しました。

(b) 検査評定制度、金融検査に関する基本指針等の取扱いはどうなるのか。

意見番号 144～150

- 「金融検査に関する基本指針」、「検査評定制度」は、従前の検査・監督手法を前提として策定されているものであり、その取扱いについては、本基本方針で示されている検査マニュアルの廃止の方向性と整合的なものとなるよう、これらの制度の見直しを行っていきます。

(c) 保険会社、信託等の検査マニュアルも廃止されるのか。

意見番号 162, 163

- 本基本方針は、対象を特定の業態に限ることなく、当局が検査・監督権限を有する全ての金融機関等の検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を内容としています。
- したがって、保険会社や信託に関する検査マニュアルにつきましても、金融検査マニュアルと同様の取扱いとなります。

(d) ディスカッション・ペーパー等は、検討段階での十分な意見交換・対話をお願いしたい。

意見番号 19, 20, 22, 135, 175, 177, 179, 201

- 分野別の「考え方と進め方」については、議論の出発点、議論の材料という趣旨を明確にするため、ディスカッション・ペーパーと位置づけ公表することを予定しています。こうした趣旨に則り、ディスカッション・ペーパーの策定にあたっては、幅広い関係者との意見交換・対話をさせていただきたいと考えています。
- なお、本基本方針案については、意見募集期間中に、全預金取扱金融機関（銀行・信金・信組・労金）・監査法人・財務局職員を対象に、全国で対話会を延べ60回開催し、既に行われている創意工夫を御紹介いただくと共に、実情やお悩み、懸念など様々な御意見をお聞かせいただきました。詳細につきましては、ホームページにて公表しています。

(e) ディスカッション・ペーパーとして扱うテーマや、その策定・公表スケジュールはどうなっているか。また、適用にあたっては十分な準備期間を設けてほしい。

意見番号 128～131, 134, 153～155

- 分野別の「考え方と進め方」については、必要性の高いと思われるものから、今後順次ディスカッション・ペーパーの形で策定・公表していく予定です。
- また、「分野別の「考え方と進め方」だけではなく、例えば、利用者保護上の特定の課題などについて、重点的にモニタリングを行った場合には、ある程度成果がまとまった段階で、必要に応じその結果と今後の課題や着眼点等を公表する」旨を本基本方針34頁に追記しました。
- さらに、「幅広い金融機関において水準の底上げが急がれる分野や、個別金融機関による経験の蓄積に限界があるような分野等については、当局が考え方とあわせて具体的な基準を示すことも検討していく」旨を本基本方針35頁に追記しました。

7. 資産分類・償却・引当

(a) 資産分類・償却・引当に関する別表の廃止のスケジュール感を教えてほしい。また、検査マニュアル廃止後の考え方等の適用については十分な準備期間を確保してほしい。

意見番号 179～183, 185, 186, 210～212

- 検査マニュアルの別表の廃止は、これまでに定着してきた実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのものです。

- そのため、検査マニュアルの別表が廃止されたとしても、これにより金融機関において、従来の自己査定や償却・引当に関する実務が否定されるものではなく、これらに関する内部規程やシステムの変更が求められるものでもありません。
- また、資産分類や償却・引当に関する金融機関の創意工夫をより進めやすくしていくため、今後、金融機関の規模・特性に応じた対応のあり方も含め、現状の実務を出発点とした今後の改善の道筋としてどのようなものが考えられるか、議論のための材料であることを明示した文書（ディスカッション・ペーパー）等を用いて関係者と議論を深め、検討を進めていきます。
- こうした考え方が広く関係者間で共有され、実務での誤解や戸惑い、混乱の生じないよう、検査マニュアルの廃止時期については、平成31年4月1日以降としています。
- なお、別表の廃止に伴い実務上の支障が生じる場合には、監督指針等において明確化を図ることを検討します。

(b) 投資家への開示の正確性や、金融機関間での比較可能性をどう確保するのか。

意見番号 197~199, 207

- 償却・引当の全体的な水準の見積りが実態に応じた信頼性を有するものであることは重要であり、実態に応じて償却・引当額を算定するためには、各金融機関がその業務や方針、顧客の特性に基づいて、将来の貸倒損失についてよりの確な見積りを行うことが望ましいと考えられます。
- なお、こうした金融機関ごとの手法について、金融機関が幅広い関係者にどのように説明していくかは課題の1つです。また、財務諸表の比較可能性を担保することも重要であると認識しています。今後、関係者との意見交換や研究会の場を通じて検討を進めていきます。

(c) 資産分類・償却・引当に関する検討を含め、今後の検査・監督において、会計士協会や企業会計基準委員会とよく連携してもらいたい。

意見番号 204~206, 237

- 今後、日本公認会計士協会や企業会計基準委員会、金融業界等の関係者との意見交換や研究会の場を通じて議論を深め、一層連携していきます。

- (d) 別表の廃止に伴い、既に実務に浸透している会計上の取扱い（例えば、予想損失額見積期間（いわゆる1－3年基準）やDCF法）の取扱いはどうなるのか。

意見番号 186, 189～193

- 検査マニュアルの別表の廃止は、現状の実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのものです。
- ご指摘の点を含めた、金融機関の規模・特性に応じた償却・引当のあり方について、現状の実務を出発点に、今後の改善の道筋について、関係者との意見交換や研究会の場を通じて議論を深め、検討を進めていきます。

- (e) 別表の廃止に伴い、既に実務に浸透している貸出条件緩和債権関連の取扱いはどうなるのか。

意見番号 144, 194～196

- 「貸出条件緩和債権関係Q & A」については、銀行法等を根拠とするリスク管理債権に係る具体的な分類基準を明確にしたものであるため、今後も存置します。ただし、本基本方針の考え方に沿った監督指針の見直しや、資産分類・償却・引当に関する研究会での議論等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討します。

- (f) 開示債権は、検査マニュアル上の債務者区分に則っているが、検査マニュアル廃止後は、自己査定結果と開示債権の整合性をどう考えれば良いか。

意見番号 184, 187

- 金融再生法や銀行法等に基づく開示債権は、いずれも法令上、開示義務が定められたものであるため、検査マニュアル別表の廃止にかかわらず、開示制度は残ることとなります。もっとも、別表の廃止は、金融機関の現状の実務を否定するものではないため、金融機関において、現状の自己査定基準を用いて、償却・引当と開示債権の分類をともに行うことが否定されるものではありません。

- (g) 「金融再生法に基づく開示債権」と「リスク管理債権」を統合してもらいたい。

意見番号 188

- 金融再生法に基づく開示債権と銀行法等に基づくリスク管理債権については、各々の長期的時系列での比較可能性や異なる対象資産の報告開示であるという観点から、いずれについても依然として重要な指標であると考えられます。他

方で、銀行等の負担の軽減を考慮する必要もあることから、両者の統合については、このような各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえた上で、引き続き検討していきます。

8. 検査・監督の品質管理

- (a) 外部や金融機関からの意見の取り入れに関して、そのための金融庁の態勢整備や外部機関の活用を進めてもらいたい。また、検査モニター制度や意見申出制度の見直しは行われるのか。

意見番号 43～46, 114, 118～120, 123, 222, 223, 282

- 新しい検査・監督にあたっては、金融庁内部において、関係する幹部も含めた重層的・多角的な内部確認態勢を整備し、組織として品質管理する仕組みを強化していきます。その際、幅広い関係者からの意見・提言・批判等に対して金融行政の継続的な改善が可能となるよう、以下のような取組みを進めています。また、今後更に必要な取組みがあれば対応を進めていきます。
- 金融モニタリング有識者会議において、外部有識者による継続的な議論を行い、批判・指摘を検査・監督に活用していく。
 - 金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や各種サポートデスク、金融機関からの相談対応の一層の充実を図る。
 - これまでの検査モニターを廃止し、新たに、専門家による金融機関等へのヒアリング等を通じた外部評価を実施する。
 - 意見申出制度について、オフサイトを含めたモニタリングにおける対話・議論を対象とするものに見直す。

9. 当局の組織・人材・情報インフラ

- (a) 実効性のある検査・監督となるよう、当局の人材の育成・確保を進めてもらいたい。

意見番号 110, 213～221, 223

- 新しい検査・監督を実現するためには、財務局を含めた検査・監督に携わる一人ひとりの職員が、新しい検査・監督の考え方をしっかりと理解した上で、専門分野におけるスキル・知識の高度化や、「実質・未来・全体」を実現するための対話力の向上といった、資質の向上を図っていく必要があります。

○ こうした観点から、以下の取組みを順次進めていきます。

- 専門分野におけるスキル・知識向上を図るための人事ローテーションの長期化（同一専門分野内での人事異動を含む）
- 知識習得のための研修に加え、新たな課題を探索し、解決のための戦略を策定する能力や対話力の向上を図るための研修を含めた、研修のあり方の見直し
- 最先端の知見を取り入れるため、優れた外部専門人材を積極的に登用
- 金融機関のシニアマネジメントクラスと深度ある対話を行う能力等、新しい検査・監督に対応したスキルや能力が求められる主任クラスの職務については、当該スキルや能力を有すると認められる適任者を配置する等の能力主義の人材配置

(b) 当局の情報インフラ・態勢整備を進めてもらいたい。

意見番号 66, 156, 213, 224, 227, 229, 230

- 新しい検査・監督を実施していくに当たっては、情報の収集・分析・活用を一層進めるため、現在、モニタリングに関するデータ徴求やIT技術の活用、インテリジェンス情報の統合的管理に向けた施策等について検討しています。また、優先度の低い情報の報告義務についても見直しを進めていきます。今後も、効率的でリアルタイムかつ深度ある実態把握を行うためのインフラ・態勢の整備を更に進めていきます。
- 具体的には、庁内モニタリング部局における分析ニーズや業務の見直し等と、今後のモニタリングに関するデータ徴求やIT技術の活用を検討していきます。

(c) 財務局における検査・監督についても本基本方針に沿ったものとなるのか。

意見番号 231~235

- 財務局における検査・監督についても本基本方針に沿って対応していきます。
- なお、本基本方針案について財務局職員とも対話会を実施しており、新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方が、金融庁のみならず財務局職員にも十分に理解され、実際の検査・監督の場において一貫して実現するよう取り組みます。

- (d) 本基本方針案の考え方に基づく検査・監督においては、検査・監督上の優先順位や費用対効果に鑑み、金融機関への報告資料の要請等の負担が最小化されるよう、十分留意してほしい。

意見番号 121, 122, 156, 224～228

- 新しい検査・監督においては、必要性の低下した報告義務についても引き続き見直しを進めていきます。見直しに当たっては、金融機関の負担軽減への寄与度や徴求情報を利用した継続的な時系列分析の必要性等を比較考量し、総合的に判断していきます。
- 今後も、費用対効果に十分留意しつつ、効率的でリアルタイムかつ深度ある実態把握を行うためのインフラ・態勢の整備を更に進めていきます。

10. 内外一体の対応について

- (a) 国内の議論を踏まえた国際的な取組み、海外当局との連携や海外への発信を一層進めてもらいたい。

意見番号 242～246, 250～251

- 金融庁は、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に向けて取り組んでいるところです。特に国際的な金融規制改革に関し、①経済の持続的成長と金融システムの安定の両立、②新たな規制を際限なく策定し続けるような状況の終結、③規制の影響評価の必要性等を問題提起してきました。今後も、こうした考え方を踏まえ、金融を取り巻く内外の環境の変化に応じ、国際的な議論に積極的に貢献していきます。
- また、競争上の公平性（レベル・プレイング・フィールド）の確保や、各国独自の取組みによる市場の分断化の防止が重要であり、引き続き、海外当局と連携し、合意された国際的な金融規制の統合的な実施や同等性評価等の取組みを推進していきます。
- 金融庁としては、引き続き、国際的な議論に対して国内の議論の積み重ねに根ざす建設的な提言を行うとともに、国内の課題解決に国際的な議論の積み重ねを活用できるよう、内外一体の対応に努めていきます。
- これらの取組みを推進するにあたっては、海外当局を含む関係者に、本基本方針を含む金融庁の考えを理解してもらうことが重要であり、今後も、英語による発信に取り組んでいきます。

1 1. 外部機関との連携

(a) 日本銀行等、外部機関とよく連携してもらいたい。

意見番号 226, 236~239, 253~256

- 現行においても、日本銀行との間では様々な分野・レベルでの連携を行っています。金融庁の検査・監督も日本銀行の考査もそれぞれの目的に基づいて行っていますが、金融システムの安定の確保という点では共通しており、引き続き連携を進めていきます。
- 世界の中央銀行間の議論、金融市場や経済についての分析、考査、金融システム・レポートの作成等を通じて得られた日本銀行の知見を、金融庁の検査・監督にも活かし、また、日本銀行に有益と考えられる金融庁の知見も提供していきます。今後も、金融機関の事務負担の観点も踏まえ、情報インフラ面を含め共同作業の可能性を模索していきます。
- 加えて、検査・監督を実施していくにあたっては、引き続き他省庁との連携も図っていきます。

1 2. その他

(a) 本基本方針案では、内部監査の役割が「個別の内規の策定・実施状況の確認等」とされているところ、内部監査の高度化が進む中で、当局は内部監査に検査・監督をどこまで委ねることを考えているのか。

意見番号 37~42, 52, 128

- 金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築することにより、業務の適切性や財務の健全性を確保し、金融システムの安定に寄与していくためには、ガバナンスが有効に機能していることが重要です。
- 金融機関のガバナンスが有効に機能するためには、急激な環境の変化に応じて、以下のような観点から、内部監査を高度化していくことが求められています。
 - 損失やリスクが顕在化した後に行う事後チェック型の監査から、損失やリスクが顕在化する前の段階での未然予防に重点をおいたフォワードルッキングな監査への転換（過去から未来へ）。
 - 金融機関の内部規程やリスク・リミット等の遵守状況を検証する準拠性の監査から、内部統制の有効性の評価や実質的に良質な金融サービスが提供されているかといった点に重点を置いた監査、経営環境の変化や収益・リスク・自己資本のバランスに着目した監査など、経営に資する監査への転換（形式から実質へ）。

- 問題発生部署における表層的な課題を指摘する監査から、ビジネスモデルやガバナンスなど、金融機関の有する問題の根本原因の分析を充実させた監査への転換（部分から全体へ）。

- 内部監査がこのような機能を発揮し、当局との連携を強化することが重要であると考えられるところ、このような内部監査と当局検査の関係について、本基本方針において不明確な部分があったことから、13 頁及び 14 頁に必要な修正を行いました。

(b) ストレス・テストの結果の活用方法を示してほしい。

意見番号 59, 62, 69, 70

- 一般に、ストレス・テストは、経済・市場の変動等の金融機関の経営環境が悪化するシナリオを設定し、その下で金融システムの安定性や個々の金融機関が金融仲介機能を適切に発揮するのに十分な資本や流動性を保持しているか等について、評価を行う手法です。
- 当局による活用にあたっては、環境変化や潜在的なリスクに対する経営管理やリスク管理について金融機関と対話を行うことや、個々の金融機関の財務の健全性や金融システムの頑健性の評価等に用いることが期待されます。
- いずれにせよ、当局や金融機関によるストレス・テストのあり方については、考え方と進め方をディスカッション・ペーパー等において別途お示した上で、幅広い関係者と対話をしていきたいと考えています。

(c) IT技術の進展等により金融を取り巻く環境が急激に変化する中、新たなリスクに対してどういった検査・監督を実施していくのか。

意見番号 55, 259, 260

- 検査・監督の際には、常に金融行政の目標に立ち戻り、どのような対応が必要か検討することが重要であると考えています。
- また、新しいリスクに対してフォワードルッキングな対応を行えるよう、随時情報を収集・集約・整理し、それを逐次反映した検査・監督を実施していきます。

(以上)